

[基本施策二一]

基本施策Ⅱ	生産から消費まで至る全ての安全安心の確保						
II-1	生産段階における安全安心の確保						
施策の方向3	食の安全確保を優先した生産への意識の向上						
具体的な取組み							
(9) 生産者に対する農業適正使用の啓発							
生産者への啓発パンフレットの配布、講習会や研修会の開催、農薬販売業者に対する農業管理指導士の認定などを通し、生産者に対する農業適正使用の啓発を行います。	<p>農業適正使用に関する啓発パンフレットの配布や、各地方局単位での講習会の開催、普及組織による栽培試験会等での指導を、引き続き実施する。</p> <p>また、農業適正使用について、農薬購入者及び農業使用者に対して指導することを主な任務とする農業管理指導士の認定を、引き続き実施する。</p>						
①概要							
②推進指標							
【農業適正使用講習会・研修会の開催回数】							
開催回数の維持により、啓発活動の指標となる。							
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標			—	—	170回	—	410回
実績	173回	138回	383回	438回	406回	431回	
③用語解説							

【平成25年度事業実施状況】

- 農業適正使用推進事業費（農産園芸課）
 - 農業の適正販売及び安全かつ適正な使用、農薬による事故防止を目的に、各地方局において農業適正使用講習会等を開催した。

【平成25年度農業適正使用講習会の開催結果】

【日程・参加者数】
6月25日 中予地方局 86名
6月26日 東予地方局 110名
6月27日 南予地方局 92名
平成25年度農業管理指導士認定及び更新研修会 11月23日 新規9名 更新62名

・上記4回のほか、小規模単位での技術講習会を427回実施した。（新しい技術の講習等のため、年度によって回数が増減する。）

【平成25年度取組みの評価】

- 農業者への認識が更に高まり、農薬による事故は減少すると見えられる。
 - 農業園芸作物の安全性確保、農薬による危険被害の未然防止を図るため、今後とも、農業適正使用講習会を開催し、引き続き、県産農産物の安全性確保に努める。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至るの安全安心の確保						
Ⅱ-1	生産における安全安心の確保						
施策の方向3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上						
具体的な取り組み							
(10) 農業販売業者や使用者に対する立入検査の実施							
適正な農薬の販売及び使用を確保するため、地方局農業取締職員による計画的な農業販売業者に対する立入検査を実施するとともに、必要に応じて使用者への立入検査を実施します。							
①概要							
農業販売業者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施するところに、使用者についても、適正使用の確認のために必要に応じて立入検査を行っており、今後も引き続き実施する。							
②推進指標							
【農業立入検査実施件数】 件数の維持により、検査確認状況の指標となる。							
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標			—	—	300件	300件
実績	339件	321件	278件	308件	282件	258件	
③用語解説							

【平成25年度事業実施状況】	【平成25年度事業実施結果】
●農薬適正使用推進事業費（農産園芸課）	農業の保管管理及び流通の適正化を図るとともに、安全かつ適正な使用を確保すること目的に農薬販売者等へ立入検査を行った。
・平成25年度立入検査結果	農薬販売者実施件数：258販売所（届出・帳簿の不備等があり改善指導を実施した件数：19件）農業使用者実施件数：0件（農薬の使用基準違反がなかったため実施なし）
【平成25年度取組みの評価】	農業販売業者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施している。調査の結果、届出・帳簿の不備等の軽微な違反は、年間20件前後改善指導を実施しているが、無登録農薬・販売禁止農薬等の重大な違反は発生していない。今後も引き続き実施する。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
施策の方向3	生産段階における安全安心の確保
具体的な取組み	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
(11)出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認	出荷前農産物の安全性を確認するため、残留農薬分析を計画的に実施するとともに、検査を円滑に実施するため、効率的な分析技術の開発に努めます。
①概要	県産農産物の生産段階における安全性を確認するため、生産者個々における農薬適正使用とその記帳に加え、農林水産研究所において最大441成分の残留農薬分析を行っており、今後も引き続き実施する。
②推進指標	【出荷前の農産物の残留農薬分析件数】 分析件数を維持することにより、安全生の確認状況となる。
③用語解説	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
施策の方向3	生産段階における安全安心の確保
具体的な取組み	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
(12)生産者個々における農薬使用的記帳推進	農業団体が実施している生産者個々における農薬使用の記帳運動と連携し、記帳の徹底を図ります。
①概要	農業団体では、生産者個々における農薬使用の記帳運動を実施しており、農協出荷者以外についても記帳の徹底を図る。
②推進指標	
③用語解説	

【平成25年度事業実施状況】	農業適正使用推進事業費(農産園芸課)
●農業の安全度用を図るために、GAP研修会や各地方局ごとの講習会において記帳の徹底を図る。	
・平成25年度GAP研修会の開催結果 〔日程・参加者数〕11月21日 41名 ・講習会 427回	
【平成25年度事業実施状況】	農業適正使用推進事業費(農産園芸課)
●農産物の安全性を確保するため、農業者における生産工程管理・記帳に加え、生産段階における農薬残留分析を農林水産研究所で実施したこと、基準値の超過はなかった。	
・平成25年度農薬残留調査結果(441成分)	
穀類(米、麦、大豆):31件 野菜:132件 果樹:148件	
【平成25年度取組みの評価】	
●農業適正使用推進事業費(農産園芸課)	
・農産物の安全性を確保するため、農業者における生産工程管理・記帳に加え、生産段階における農薬残留分析を農林水産研究所で実施したこと、基準値の超過はなかった。	
・平成25年度農薬残留調査結果(441成分)	
穀類(米、麦、大豆):31件 野菜:132件 果樹:148件	
【平成25年度取組みの評価】	
農林水産研究所での残留農薬分析の結果、基準値の超過はみられず、農薬による農作業中の中毒・死亡事故も発生していない。残留農薬の分析は、食の安全・安心に大きく貢献しており、今後も引き続き実施する。	
農業適正使用講習会等の開催により、農業者の適正使用への認識が更に高まり、農薬による事故は減少すると考えられる。	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保						
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保						
施策の方向3	食の安全確保を優先した生産への意識の向上						
具体的な取組み	生産者の意向3 生産への意識の向上						
(14) 生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等への巡回	生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施します。						
①概要	畜産保健衛生所の職員が畜産農家や飼料販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施する。						
②推進指標	巡回の継続は、関係法令の周知、理解の促進を図り、食品安全確保を最優先した生産への意識向上への指標となる。						
【生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数】	【生産者、飼料販売店、動物医薬品販売店巡回件数】						
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標	—	—	—	—	850件	—	850件
実績	857件	642件	572件	664件	687件	634件	—
③用語解説	『動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令』 『薬事法』 『農産物の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び省令規則』						

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向3	食の安全確保を優先した生産への意識の向上
具体的な取組み	生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等への巡回
(13) 農業団体や農業販売業者と連携した農薬適正使用の推進	愛媛県農業適正使用推進協議会において、農業団体や農業販売業者と一体となって農薬適正使用を推進し、安全安心な農産物の生産体制の確保に努めます。
①概要	愛媛県農業適正使用推進協議会活動を通じて、農薬の適正使用を推進しているところであり、今後も引き続き実施する。
②推進指標	—
③用語解説	『愛媛県農業適正使用推進協議会』 平成14年9月、農薬の適正な流通・使用の徹底を推進し、農産物の安全性と产地としての信頼性を確保するため、設置したものの、農業団体、農業販売業者等から構成されており、農薬適正使用の徹底、残留農薬検査の実施、無登録農薬の情報、その他農薬の適正使用推進に必要な事項に関する協議を行っている。

平成25年度事業実施状況	●飼料丸投薬事業費(畜産課) ●畜産経営技術指導事業費(畜産課) ●畜産衛生対策事業費(畜産課) ・生産者や飼料販売店、動物医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施した。 ・生産者460件、飼料販売店:69件、動物医薬品販売業者:105件 ・周知関連法令:薬事法(動物用医薬品)、飼料安全法
【平成25年度取組みの評価】	生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売業者への指導により、飼料及び動物用医薬品の適正な使用、流通が確保されている。 畜産物の安全の実現に貢献するため、今後も引き続き実施する。
【平成25年度事業実施状況】	農薬の適正な使用及び危害防止を図るため、農薬適正使用推進協議会を開催し、農薬の情報を提供するとともに、行政、農業販売業者、農業防除者の意見交換を行った。 平成25年度農薬適正使用推進協議会の開催結果 〔開催日〕 5月22日 〔内容〕 ・農産物の安全性確保について ・農業適正使用の推進について 他
【平成25年度取組みの評価】	農薬の適正な使用及び危害防止を図るため、一年間実施する様々な事業計画を協議しており、今後も引き続き開催することとし、安全安心な農産物の生産体制の確保に努める。

基本施策Ⅱ Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方針3 具体的な取組み	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
(15)牛耳標装着の農家指導	関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別ための情報の管理及び伝達に関する特別指置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。
①概要	国(農政事務所)、農協等と連携し、畜産農家が確実に牛へ耳標装着し、国(家畜個体識別センター)へ牛の出生や移動等の情報を報告するよう指導する。
②推進指標	牛耳標装着率
【牛耳標装着率】	全ての牛が耳標を装着することにより、トレーサビリティの実効性が担保され、生産段階における安全安心の確保が可能となる。
③用語解説	《牛耳標》牛の個体識別番号を記した耳標 《個体情報の内容》耳標の番号と牛の飼養場所、牛の品種性別等の情報

【平成25年度事業実施状況】	●死亡じ牛全頭検査事業費(畜産課) ●畜産経営技術指導事業費(畜産課) ・国の農政事務所やJA等の関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別ための情報の管理及び伝達に関する特別指置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導した。
【平成25年度取組みの評価】	・牛の死亡時において個体識別耳標を確認することで、トレーサビリティの確保に努めた。 ・周知内容:耳標の報告方法(FAX、インターネット等)、耳標が脱落した場合の処置等
【平成25年度取組みの評価】	牛耳標による県内の牛トレーサビリティ体制は確立されており、全ての牛において耳標装着が図られた。今後も同様の体制を維持し、生産段階における安全安心を確保する。

基本施策Ⅱ Ⅱ-1	生産から消費に至る食の安全安心の確保
施策の方針3 具体的な取組み	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
(16)原木シタケ等生産者を対象とした技術講習会等の開催	原木シタケや畜産関係生産者を対象に、基本的生産技術や食の安全安心に関する意識向上を目的とした講習会等を開催します。
①概要	愛媛県森林組合准畜生産者連絡協議会が生産者を対象として実施する講習会(県補助事業)において、無農薬での栽培、衛生管理の徹底を指導とともに、生産履歴の記帳運動を推進する。
②推進指標	—
③用語解説	—
【平成25年度事業実施状況】	●原木乾いたけ等生産促進事業費(林業政策課) ・原木乾いたけ等の生産を新たに開始しようとする者や、既存生産者等を対象とした衛生管理の手法、トレーサビリティの必要性等を指導した。
【開催回数・参加者数】	生産技術講習会・生産実習・技術改善研修会 12回 流動改善研修会 1回 延べ参加者数 309人 参加者数 122人(計431名)
【平成25年度取組みの評価】	新規生産者及び既存生産者に対する乾いたけ生産に関する知識及び技術の習得を促進するとともに、市場や消費者のニーズに対応するための品質・規格の検討など乾いたけ生産者の安全安心に関する意識向上を図ることができた。今後も、継続的に研修会等を開催し、生産者の維持・拡大と生産技術及び品質の向上を図る。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保					
II-1	生産段階における安全安心の確保					
施策の方針3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上					
具体的な取組み						
(17)養殖衛生管理体制の推進						
養殖業者に対し、水産用医薬品やワクチンの適正使用について指導するほか、養殖衛生管理技術に関する講習会を実施します。						
①概要						
魚病対策として、疾患病魚の迅速かつ正確な診断の他、養殖業者、医薬品販売業者等を対象に水产用医薬品やワクチンの適性な使用について指導するとともに、養殖衛生管理技術に関する講習会(研修会)を実施します。						
②推進指標						
【養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合】						
養殖業者への指導状況の指標となる。						
年度	(H20) (H21) H22 H23 H24 H25 H26					
目標	—	—	70.0%	—	70.0%	
実績	70.3%	66.8%	80.8%	67.9%	63.5%	71.9%
③用語解説						

平成25年度事業実施状況	
●魚病対策指導費(水産課)	
魚類養殖ににおける魚病対策の推進及び生産された養殖水産物の安全性を確保するため、防疫関係会議への参加や防疫対策会議を開催するとともに、養殖魚の疾病の診断及び治療対策の指導、水産用医薬品の適正使用の指導、医薬品残留検査を行った。	
・防疫対策会議の開催結果	
[日程] 参加者数	
4月23日 南予文化会館 50名	
・魚病診断件数 645件	
・水産用ワクチン使用指導書発行件数 213件	
・医薬品残留検査(ブリ、マダイ、ヒラメ) 30機体	
・いすれも異常なし(検出限界以下)	
【平成25年度取組みの評価】	
平成25年度も養殖業者等を対象とした防疫対策会議を開催し、水産用医薬品やワクチンの適正使用、薬事法の遵守を指導した。また、魚病診断により被害の軽減、疾病の蔓延防止を図った。さらに、水産用ワクチンが適正に使用すると確認された者に対して水産用ワクチン使用指導書を発行した。	
今後も適切な防疫対策指導を行い、養殖生産物の安全性を確保していく。	

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保						
II-1	生産段階における安全安心の確保						
施策の方針3	食の安全確保を最優先した生産への意識の向上						
具体的な取組み							
(18)貝毒検査の実施							
貝毒原因菌プランクトンの出現動向に合わせて、公定検査法によりアサリなど二枚貝の貝毒量を検査し、貝毒の発生監視及び情報提供に努めます。							
①概要							
宇和海で貝毒を蓄積させる原因菌プランクトンは、春～初夏に出現するアレキサンドリウム・カテナーダム、冬季～初夏に出現するギムノディニウムの2種であるが、いずれの種類もアサリ等の二枚貝類に麻痺性貝毒を蓄積させる。県では、定期的なモニタリング調査により貝毒プランクトンが安全基準値を超えて増殖した場合は、貝毒の発生監視を行なうため、アサリ等の二枚貝の貝毒量を検査している。							
②推進指標							
【貝毒検査の予定件数に占める検査件数の割合】							
検査率の維持により貝毒発生確認の活動状況の指標となる。							
年度	(H20) (H21) H22 H23 H24 H25 H26						
目標	—	—	—	—	—	—	100%
実績	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
③用語解説							
『安全基準値』							
貝毒の蓄積が懸念されるプランクトン濃度							
平成25年度事業実施状況							
●漁場環境モニタリング調査指導事業費(水産課)							
毒化した二枚貝が流通されないよう、原因プランクトンの出現動向に合わせ、貝毒検査を実施した。							
〈検査実施状況〉							
5/15 養殖マガキ(御庄湾)	5/10採取分	貝毒量検出限界以下					
12/16 養殖マガキ(御庄湾)	12/10採取分	貝毒量検出限界以下					
2/21 養殖マガキ(御庄湾)	2/17採取分	貝毒量検出限界以下					
【平成25年度取組みの評価】							
平成25年度は麻痺性貝毒原因菌プランクトンであるギムノディニウム・カテナーダムが、二枚貝が毒化する密度を超えて確認されたため、貝毒検査を行なったが、国の定める規制値(4MU/g)を下回った。							
今後も貝毒原因菌プランクトン調査及び貝毒検査を実施することにより、二枚貝の安全性を確保していく。							

基本施策Ⅱ Ⅱ—i	生産から消費に至る食の安全安心の確保 生産段階における安全安心の確保 食の安全確保を最優先した生産への意識の向上
(19) 畜産ヒラメに係る新種クドアの防疫体制の推進 ◆ 中間見直しにより追加	
食中毒の原因とされる新種クドアの県内ヒラメ養殖場への侵入及び新種クドアが寄生した養殖ヒラメの流通を未然に防止するため、「愛媛県クドア疾病対策ガイドライン」に基づき、新種クドアの検査対応や、確認された場合の出荷自粛等を指導するほか、まん延防止や被害軽減に資する技術開発など知見収集を実施し、関係者への情報提供に努めます。	

基本施策Ⅱ Ⅱ—i	生産から消費に至る食の安全安心の確保 生産段階における安全安心の確保 安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み
具体的な取組み	
(20) 環境保全型農業の推進 土づくりや、化学肥料・化学農薬の節減技術を普及推進するとともに、エコファーマーの育成、エコえひめ農産物の生産促進のほか、外観品質よりもその栽培方法を評価する販売先の開拓の支援に努めます。	
①概要 土づくりや、化学肥料・化学農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業について、技術の普及、生産者の育成、販売先の開拓等を通じて推進する。	
②推進指標	

【エコファーマー取組面積】
取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。

年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標			—	—	1,200ha	—	1,200ha
実績	908ha	924ha	953ha	684ha	563ha	560ha	

③用語解説

『エコファーマー』
持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の3割以上の削減を目標とした栽培計画を県が認定した農業者
『エコえひめ農産物』
化学肥料・化学農薬を3割以上削減した農産物を県が認証

基本施策Ⅱ Ⅱ—i	生産から消費に至る食の安全安心の確保 生産段階における安全安心の確保 安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み
(20) 環境保全型農業の推進 土づくりや、化学肥料・化学農薬の節減技術を普及推進するとともに、エコファーマーの育成、エコえひめ農産物の生産促進のほか、外観品質よりもその栽培方法を評価する販売先の開拓の支援に努めます。	
①概要 土づくりや、化学肥料・化学農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業について、技術の普及、生産者の育成、販売先の開拓等を通じて推進する。	
②推進指標	

【平成25年度事業実施状況】
●環境に優しい農業生産活動推進事業費(農産園芸課)

・有機生資源の循環利用による土づくりや化学肥料・化学農薬の節減技術等、導入すべき生産方式の確立と普及及推進活動により取り組むとともに、有害物質対策を実施し、流通販売・加工業者との環境保全型農業推進大会を開催した。
・平成25年度環境保全型農業推進大会開催結果
○日程・参加者数 2月21日 80名
○エコファーマー認定数 787人
○エコえひめ農産物等認証事業費(農産園芸課)
●特別栽培農産物等認証事業費(農産園芸課)
○認証審査会を年6回開催し、179件(水稻・大豆40件、野菜77件、果樹59件、その他3件)のエコえひめ農産物を認証し、認証された農産物の残留農薬分析を実施した。(栽培者数2,037人、栽培面積903ha)
●認証委員会(委員7名)を11月29日に開催し、認証状況の報告、認証制度の運用、新たな認証対象作物の追加、認証農産物のPRなどについて協議した。
●エコえひめ農産物販路拡大等推進事業費(ブランド戦略課)
○エコえひめ農産物の普及啓発や販路拡大のために、「エコえひめ農産物交流・体験ツアーア」の開催や松山市内のスーパーで年間通じて消費者が購入できる生産と小売りをつなぐ仕組みを構築した。

【平成25年度事業実施状況】
●養殖ヒラメの寄生虫防除対策試験費(水産課)

ヒラメの養殖場等におけるクドアの生活環及び感染経路を解明するとともに、得られた知見を基に効果的な防除技術を開発し、クドアによる食中毒を未然に防止することを目的として試験を行った。
○ヒラメのクドア検査
・水産研究センター 魚類検査室 46件
○技術開発試験
○養殖ヒラメの寄生虫防除対策試験(H24～H26)

【平成25年度取組みの評価】
漁場によっては感染率が低い群があることが分かった。こうした群を対象に検査を行う場合には、魚体内のクドアの数が最大となる秋期に検査を実施することで、より正確な検査結果が得られることが分かった。さらに、愛媛県下海域の天然ヒラメ326尾を対象にPCRで感染状況を検査したこと、陽性の魚はいなかった。
今後もクドアによる食中毒を未然に防止できるよう試験研究を実施する。

【平成25年度取組みの評価】

(農産園芸課)

工コアマー認定数は農家の高齢化により昨年と比較して25人の減少、同取組面積は3haの減少となった。今後、エコえひめ農産物(特別栽培農産物等認証制度)と合わせて支援する。(ブランド戦略課)

松山市内のスーパー4店舗にエコえひめ農産物の常設販売コーナーを設置し、生産と小売りをつなぐ仕組みができたが、品目や量が安定的に揃わず売り場の魅力形成や消費者の入手困難といった課題があることから、今後は、JAや卸売市場と連携し取扱品目の拡大を図り、引いては生産者の苦労に見合う価値販売につなげていきたい。

基本施策 II II-1	生産から消費に至る食の安全安心の確保 生産段階における安全安心の確保 安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み
(2.1) 有機農業の推進	
有機農業実践農家の技術・経営調査による栽培マニフェアルの策定や実証展示園の設置、試験研究機関における有機栽培技術の確立を目指すとともに、商談会等を活用して食品加工や直接販売等の取組みの支援に努めます。	
①要約	

農家が有機農業に取り組む場合、化学肥料・化学農薬を使用しないため、一般栽培並の収量・品質を得ることや、價格を抑え、まとめて販売することが難しく、有機農産物を評価する消費者・販売店等の販売先を開拓することが必要となっている。このため、有機栽培技術の確立や、食品加工、直接販売等の取組みの支援に今後とも取り組み、有機農業の普及・拡大に努める。

②推進指標

【有機農業取組面積】

取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。

年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標			—	—	570ha	—	570ha
実績	365ha	396ha	389ha	393ha	388ha	373ha	

③用語解説

【平成25年度事業実施状況】

●有機農業推進事業費(農産園芸課)
・農業生産に由来する環境への負担を大幅に低減する有機農業を推進するため、県内3カ所に実証園を設置するとともに、有機農業講座を開催した。
・平成25年度 実証展示園
しまなみ指導班 温州みかん20a、レモン10a
久万高原指導班 スイートコーン、サトイモ、コンニャク、トマト4a
鬼北指導班 ヨズ30a
●農業試験研究費(農産園芸課)
・有機栽培技術確立試験費
県では平成20年に有機農業推進計画を策定し、有機農業技術の体系化を図るとともに、全市町で推進協議会を設置することとしている。そのため、水稻や各種野菜(大豆、タマネギ、キャベツ等)の有機栽培技術のマニュアル作成を通して、一般農家にも取り組みやすい有機農業作業の確立を図り、地域の有機農業推進体制づくりを支援した。

【平成25年度取組みの評価】

有機農業推進事業では、県下3箇所で設置している有機栽培の実証展示園での取り組み技術や実証結果等を通じて有機農業の有機農業者の取組の支援に努めた。
有機栽培技術確立試験では、問題となる雑草対策の実証による实用性の把握や農業を用いられないときの生物多様性の確認をした上で、「有機栽培マニフェアル」の作成・関係機関等への配布・ホームページでの公開を通じて、有機農業の推進をすることができた。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向4 具体的な取組み	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み
(2.2) GAP(農業生産工程管理)の推進	GAPの取り組みについて、産地や生産者へ啓発するとともに、生産者が導入しやすいGAPシステムの開発に努めます。
①概要	
②推進指標	
③用語解説	《GAP》農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」のこと。

平成25年度事業実施状況	農業適正使用推進事業費(農産園芸課)
●食の安全・安心や、環境負荷の低減、農作業等労働安全につながる農業生産工程管理(GAP)の推進を図るため、指導者研修会や生産者団体に対して実践的な指導を実施した。	平成25年度GAP研修会の開催結果 [日程・参加者数] 11月21日 41名
平成25年度取組みの評価	生産者自らが、農業生産工程の全体を見通して、食品安全をはじめ様々な観点から注意すべき管理点(点検項目)を定め、これに沿って農作業を実施・記録し、検証し、改進等を行つて農作業の改善を図ることによって、食品の安全性、信頼性確保等につながることから、安全安心システム(GAP)の導入を今後も推進し、引き続き、県農産物の安全性確保に努める。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保
施策の方向4 具体的な取組み	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み
(2.3) 県内農水産物の放射性物質安全確認の検査 ◆中間見直しにより追加	消費者等に安心して県内農産物を購入していただけるよう、生産量の多い品目を中心的に計画的な「安全確認検査」を実施します。
①概要	(農産園芸課) 県内の生産量等を踏まえ、収穫時期における米・麦・みかん・キウイフルーツ・かき、くり、さといも、生じいたけや乾いたけを対象に放射能による検査を行い、本県農産物の安全性を確認する。 (水産課) 本県主要水産物について、放射性物質の検査を実施し、安全性を確認する。
②推進指標	
【県内産農産物の放射性物質安全確認検査件数】 安全確認検査実施要領で定める件数の実施により、安全性確認効果の指標となる。	年度 (H20) (H21) H22 H23 H24 H25 H26 目標 └───────── 実績 └───────── 26件 20件 20件 20件
【県内産水産物の放射性物質安全確認検査件数】 安全確認のための検査要領で定める品目数等の実施により、安全性確認効果の指標となる。	年 (H20) (H21) H22 H23 H24 H25 H26 目標 └───────── 実績 └───────── 14件 10件 10件
③用語解説	
【平成25年度事業実施状況】 ●県農産物放射性物質安全確認検査費(農産園芸課)	
(農産園芸課)	平成25年度は、米2点、麥1点、くり1点、さといも1点、キウイフルーツ2点、かき1点、生じいたけ1点、みかん10点、乾いたけ1点の合計20点を農林水産研究所で分析した結果、放射性セシウムは検出されなかった。なお、検査結果については、県のホームページでも公開している。 (水産課) 本県主要水産物について、簡易放射線測定器(簡易スベクトロメータ)による検査を実施した結果、放射性セシウムは検出されなかつた。
【平成25年度取組みの評価】 (農産園芸課)	「県内産農産物の放射性物質安全確認検査実施要領」に基づき、20点の放射能に係る検査を行ない、農産物の安全性を確認するとともに、ホームページで公開することにより、消費者の不安払拭と風評被害防止に対応した。
(水産課)	「安全確認のための県内農産物放射性物質安全確認検査要領」に基づく主要水産物10点の放射能による検査を行い、水産物の安全性を確認するとともに、ホームページで公開することにより、消費者の不安払拭と風評被害防止に対応した。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保 安全安心といふ消費者ニーズに応えた生産への取組み
施策の方向4 具体的な取組み	安全安心といふ消費者ニーズに応えた生産への取組み
(24) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発	県の研究機関において、安全、安心な農畜産物生産のための技術を開発を行つ。
①概要	畜産研究センターにおいて、天然素材による安全な畜産物の提供に必要な技術開発を行つ。
②推進目標	【安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数】 生産技術の開発数は、安全安心といふ消費者ニーズに応えた生産への取組みの指標となる。
③用語解説	—

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保 安全安心といふ消費者ニーズに応えた生産への取組み
施策の方向4 具体的な取組み	安全安心といふ消費者ニーズに応えた生産への取組み
(25) 畜産関係生産者の巡回による普及指導	畜産関係団体等を連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導します。
①概要	毎年、家畜保健衛生所職員が畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導する。
②推進目標	【畜産関係生産者巡回戸数】 県内畜産農家の巡回(全戸)することは、生産者が安全安心を確保するための生産技術の習得、実践の指標となる。
③用語解説	—

平成25年度事業実施状況	【平成25年度事業実施状況】 ●畜産関係技術指導事業費(畜産課) ・家畜保健衛生所、農業改良普及員、市町、JA職員等の連携により、農場HACCPの事例等の技術情報の紹介、飼料安全法や薬事法(動物医薬品)等の関連法令の基準等を生産者へ周知普及した。 ・農家戸数:酪農140戸、肉用牛232戸、養豚109戸、養鶏94戸
平成25年度取組みの評価	【平成25年度取組みの評価】 平成25年度は、現在取り組んでいる1課題の技術開発を昨年度に引き続き実施した。 なお、近年の配合飼料価格高騰による生産コストの高まりから、安全な畜産物の開発技術よりも生産コスト低減技術の開発を中心に行っており、平成25年度の成果としての実績は0である。
平成25年度取組みの評価	—

基本施設Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅱ-1	生産段階における安全安心の確保
施設の方向4	安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み
具体的な取組み	(26) 死亡牛のBSE検査

24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。

① 摘要

家畜病害鑑定所において、24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努める。なお、24ヶ月未満の牛についても、神経症状を呈して死亡した場合等BSEが疑われる場合は検査を行う。

② 推進指標

③ 用語解説

【平成25年度事業実施状況】

●死亡牛全頭検査事業費(畜産課)
　・24ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭及び神経症状を呈して死亡した牛(計330頭)について、家畜病性鑑定所においてBSE検査を実施したが、県内でBSE感染牛はなかった。

【平成25年度取組みの評価】

　県内死亡牛における、BSEの監視体制が確立されており、今後も同様の体制により監視を強化することとしている。

基本施策Ⅱ	生産から消費に至る食の安全安心の確保						
Ⅱ-1 生産段階における安全安心の確保							
施策の方向4 安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組み							
具体的な取組み							
(27) 高病原性鳥インフルエンザ対策	生産段階での対策として発生防止対策の指導、養鶏場での検査の実施、異常鶏の早期通報体制及び発生時の防疫体制の整備に取り組みます。						
①概要							
②推進指標	定期的なモニタリング検査(血液検査、ウイルス分離検査)を実施するとともに、発生予防策や発生時の体制整備を実施する。						
【高病原性鳥インフルエンザ検査羽数】	【高病原性鳥インフルエンザ検査羽数】 鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例はないが、養鶏場での定期的なサンプリング検査の実施は、消費者ニーズへの取組み状況の指標となる。						
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標			—	—	—	—	対象畜企
実績	980羽	1,330羽	1,270羽	1,260羽	1,300羽	1,190羽	
③用語解説							

【平成25年度事業実施状況】
●家畜伝染病予防事業費(畜産課)
　・県内の対象養鶏場の1,190羽を対象に家畜保健衛生所の獣医師が検査を実施し、全羽について異常はなかった。

【平成25年度取組みの評価】
　県内養鶏場における、高滴原性鳥インフルエンザの監視体制が確立されており、今後も同様の体制により監視を強化することとしている。

[基本施策II-1]

基本施策Ⅱ		生産から消費に至る食の安全安心の確保					
Ⅱ-1 生産段階における安全安心の確保							
農林水産業の方向5 消費と生産との距離を縮める取組み							
(28) 農林水産参観デーによる推進							
農林水産業への理解を深めてもらうため、県の試験研究機関において農林水産参観デーを開催します。							
①概要							
県の試験研究機関において、農林水産業の状況や生産技術の内容を知つてもらうため、県民を対象とした農林水産参観デーを開催する。							
②推進目標							
【農林水産参観デー開催回数】							
開催回数は、消費と生産との距離を縮める取組みの実施状況の指標となる。							
年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標			—	—	8回	—	8回
実績	8回	8回	8回	10回	10回	10回	
③用語解説							

農業水産研究所運営費(支那水産研究センター運営費)

【平成25年度取組みの評価】

関係団体等と連携し、ふれあい牧場、料理教室や乳業工場等の見学会を実施します。

(29) ふれあい牧場、工場見学等の開催

関係団体等と連携し、ふれあい牧場、料理教室への理解促進を図る。

愛媛県酪農業協同組合連合会等と連携し、生産者の牧場や乳業工場の見学会を開催するとともに料理教室を開催し、畜産業への理解促進を図る。

①概要

②推進指標

【ふれあい牧場等の開催回数】

年度	(H20)	(H21)	H22	H23	H24	H25	H26
目標			—	—	50回	—	80回
実績	46回	54回	51回	80回	76回	78回	

③用語解説

【平成25年度事業実施状況】	● 愛媛県臨連と連携し予算無しで実施（畜産課） 〔ふれあい牧場等の開催結果〕
工場見学：78回 内容：乳製品の製造過程や安全安心確保の取組について工場見学等により消費者の理解を深めた。	【平成25年度取組みの評価】 工場見学を通じて、牛乳・乳製品のすばらしさ及び安全安心確保の取組み等について消費者の理解が図られている。今後も、消費者の理解を醸成するため、関連団体と連携して引き続き実施する。

基本施策 II	生産から消費に至る食の安全安心の確保
II-i	生産段階における安全安心の確保
施策の方向5	消費と生産との距離を縮める取組み
具体的な取組み	

(30) 消費者ニーズの把握、生産への反映
アンケート調査を実施し、消費者の意見、要望を把握し、消費者ニーズに合致した農産物を生産するため、生産者へ情報を提供します。

①概要	
	毎年開催している愛媛県じいたけ共進会や、産業文化まつりにおいて、来場者に乾しいたけに関する意見、要望等を聞き取り調査し、その結果を集荷組織を通じて生産者に提供する。
②推進指標	
③用語解説	

【平成25年度事業実施状況】
●特用林産物振興対策事業 愛媛県森林組合連合会や愛媛県森林組合振興生産者連絡協議会といった販売、生産団体が愛媛県じいたけ共進会、産業文化まつり、えひめマルシェなど消費者へ直接販売する機会に積極的に参加し、消費者ニーズの把握に努め、会員等に情報提供を行った。
【平成25年度取組みの評価】

「愛」あるブランド商品である「えひめ産乾しいたけ」の消費拡大に資するため、積極的に県内外の特産品展に参加し、消費者のニーズの把握に努めるなど、一定の評価を得ることができた。
今後、更なる消費拡大を図るため、消費者のニーズに合致した新たな商品の開発、販売方法の改善等を含め、生産者及び愛媛県森林組合連合会等が一体となって愛媛県乾しいたけの普及に取り組んでいく。